

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和2年11月20日（令和2年（行情）諮問第634号）

答申日：令和3年7月8日（令和3年度（行情）答申第138号）

事件名：核兵器禁止条約の決議に対する我が国の投票に関して行政文書ファイルにつづった文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「核兵器禁止条約」の決議に対する我が国の投票に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て。【裏面をご参照下さい】」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の1に掲げる3文書を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる4文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年10月12日付け情報公開第01389号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、不開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）特定されるべき文書に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。

特に決裁関連文書が特定されていないので、これについても特定を求める。

（2）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書で不開示とした部分が「文書1，2」とあるのは、特定したことにならないので、改めて特定箇所の明記を求める。

（3）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、令和2年8月11日付けで受理した審査請求人からの開示請

求「『核兵器禁止条約』の決議に対する我が国の投票に関して行政文書ファイルにつづった文書の全て。」（※対象は第74回国連総会）に対し、3件の文書を特定し、その1件を全部開示、2件を部分開示とする原処分を行った（令和2年10月12日付け情報公開第01389号）。

これに対して審査請求人は、令和2年10月17日付けで、原処分の一部の取消し等を求める旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の1記載の3文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書1及び2（発受信時刻、パターン・コード）については、現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信システムの秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

(2) 文書1及び2（上記以外の不開示箇所）については、国連の決議案に対する我が国政府部内の検討又は協議に係る記述であり、公にすることにより、政府部内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「審査請求人は確認するすべを持たないので、特定されるべき文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張する。しかしながら、外務省は本件開示請求の対象文書を全て特定しており、本件審査請求を受け、原処分で特定した文書以外の本件対象文書について改めて検索したが、その他の対象文書の存在を確認することはできなかった。以上のことから、原処分における文書の特定に漏れはなく、審査請求人の主張には理由がない。

(2) 審査請求人は、「開示決定通知書で不開示とした部分が『文書1, 2』とあるのは、特定したことにならないので、改めて特定箇所の明記を求める。」旨主張する。しかしながら、外務省は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、外務省は、上記3のとおり、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

5 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月20日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月1日 審議
- ④ 令和3年5月28日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年7月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる3文書である。

審査請求人は、不開示部分の開示及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書の特定については、開示請求書の裏面で指し示された部分であるところの第74回国連総会における「核兵器禁止条約」の決議案に対する我が国の投票（以下「本件投票」という。）に関する文書を意味すると理解した。

イ 審査会への諮問後、本件対象文書の外に、本件投票に関する別紙の2に掲げる4文書を保有していることを確認した。

ウ 念のため、関連部局の執務室内、書庫、書架及びパソコン上のファイル等を改めて探索したものの、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁によれば、本件請求文書に該当する文書を探索するために、上記(1)ア及びウのとおり、開示請求文言の記述を基に、本件投票に関する文書を確認したとのことであるが、その探索の方法及び範囲に特段の問題はない。

しかしながら、上記(1)イにおいて諮問庁が保有を確認したとする文書の提示を受けて確認したところ、当該文書は、本件投票に関する文書であり、当該文書も本件請求文書に該当するものと認められる。

したがって、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として別紙の2に掲げる4文書を新たに特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示情報該当性について

(1) 外務省の電信システムに関する情報について

文書1及び文書2は、いずれも外務省と在外公館との間でやり取りされた公電であり、これらの文書の発受信時刻及びパターンコードの各不開示部分には、外務省が使用している電信システムの内部の処理・管理に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 国際機関における協議に関する我が国の対応について

文書1の24枚目及び25枚目並びに文書2の3枚目及び4枚目には、核兵器禁止条約に関し、第74回国連総会における協議に係る我が国の対応について政府部内において検討した内容が具体的かつ詳細に記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の協議に際しての政府部内における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる4文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

1 (本件対象文書)

文書1 第74回第一委員会(核兵器禁止条約決議案, 人道2決議及びICJ
勧告的意見フォローアップ決議案: 第一委員会代表団請訓) (第858
2号)

文書2 第74回第一委員会(核兵器禁止条約決議案, 人道2決議及びICJ
勧告的意見フォローアップ決議案: 第一委員会代表団請訓) (回訓)
(第108907号)

文書3 General Assembly : 46th Plenary meeting (2019.12.12)

2 (改めて開示決定等をすべき文書)

第74回国連総会第一委員会(クラスター1採択結果: 11月1日及び4
日) (第8978号)

第74回国連総会(第一委員会関連決議案の総会での審議: 日程の通知等)
(第10013号)

第74回国連総会(第一委員会関連決議案の総会での審議: 日程の通知等)
(回電) (第124026号)

第74回国連総会(第一委員会関連決議案の総会での審議: 我が国提出核兵
器廃絶決議を含む) (採決結果) (第10405号)